

手引き策定の経緯

平成16年度（初版）

●策定の経緯

全国よりもバリアフリー化義務付け対象を拡充し、また、基準を強化し、より建築物のバリアフリー化を推進するために、バリアフリー施設整備推進部会を設置し、その内容を検討しました。部会においては、条例の内容に対する意見はもとより、「基準を定めても、数値だけが一人歩きする恐れがあるため、『高齢者・障害者の身体特性と施設整備の相関性が十分理解できる解説書』をつくるべきだ。」との強い意見が出され、条例の手引きを作成することになりました。

尚、部会においては、いろいろな障害のある人からの意見を聴くために、点字の資料や手話通訳（2名）を準備しました。

●バリアフリー施設整備推進部会委員名簿

（◎は部会長）

分類	氏名	職名
学識経験者	◎ 川上 光彦	金沢大学工学部教授
	荒井 利春	金沢美術工芸大学教授
建築関係者	前坂 雅男	石川県建築設計協同組合専務理事
	山田 文代	NPO法人バリアフリー総合研究所理事長
施設提供者	安藤 精孝	石川県旅館業生活衛生同業組合理事長
	菊地 誠	社団法人石川県医師会理事
施設利用者	箕田 秀夫	石川県スーパーマーケット連絡協議会代表幹事
	渡辺 佐一	財団法人石川県老人クラブ連合会副会長
	石原 直行	社会福祉法人石川県視覚障害者協会事務局長
	北野 雅子	社会福祉法人石川県聴覚障害者協会理事
	日吉 敏子	石川県筋ジストロフィー協会理事

●手引き書作成検討会委員名

バリアフリー施設整備推進部会の下に、手引き書作成検討会を設置し、手引きの内容について検討しました。

（○は座長）

委員	氏名	職名
委員	○ 荒井 利春	金沢美術工芸大学教授
	山田 文代	NPO法人バリアフリー総合研究所理事長
	高橋 哲郎	石川県工業試験場研究主幹（バリアフリー推進工房）
	寺田 佳世	石川県リハビリテーションセンター主査（バリアフリー推進工房）
	長谷川 康之	石川県土木部営繕課課長補佐
事務局	竹内 正人	石川県土木部建築住宅課バリアフリータウン係長
	島木 直人	石川県土木部建築住宅課バリアフリータウン係技師

その他道路担当部局をはじめとする関係部局との調整を行いました。尚、中間及び完成段階に、金沢大学工学部川上光彦教授ほか車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者からも意見聴取を行いました。

編集後記

●手引き書作成検討会委員名

初版作成時と同様に手引き書作成検討会を設置し、手引きの内容について検討しました。

（○は座長）

委員	氏名	職名
委員	○ 荒井 利春	金沢美術工芸大学教授
	山田 文代	NPO法人バリアフリー総合研究所理事長
	西田 真紀子	NPO法人バリアフリー総合研究所理事
	高橋 哲郎	石川県商工労働部産業政策課課参事
	寺田 佳世	石川県リハビリテーションセンター企画専門員（バリアフリー推進工房）
	長谷川 康之	石川県土木部営繕課課長
	河合 彩	石川県土木部営繕課技師
事務局	竹内 正人	石川県土木部建築住宅課課長補佐
	松本 典子	石川県土木部建築住宅課技師

参考文献

- ・高齢者・身体障害者等の利用を考慮した建築設計標準／平成 15 年 2 月／編集：国土交通省 発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会
- ・道路の移動円滑化整備ガイドライン／平成 15 年 1 月／監修：国土交通省道路局企画課 編集・発行：財団法人国土技術研究センター
- ・公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／平成 13 年 8 月／発行：交通エコロジー・モビリティ財団
- ・東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル／平成 12 年 12 月／発行：東京都福祉局
- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備マニュアル／平成 10 年 3 月／発行：石川県土木部建築住宅課・財団法人石川県建築住宅総合センター
- ・バリアフリーデザインノート ～道路・都市交通施設・交通～／平成 10 年 3 月／監修：石川県土木部 発行：財団法人いしかわまちづくりセンター
- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 住宅整備マニュアル／平成 11 年 3 月／発行：石川県土木部建築住宅課
- ・バリアフリー住宅改修テキスト／平成 15 年 11 月／監修：石川県土木部建築住宅課
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン／令和7年9月／発行：国土交通省
- ・公共交通機関に車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン／令和7年9月／発行：国土交通省
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン／令和4年3月／発行：国土交通省
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準／令和7年／発行：国土交通省

手引きの改訂

- ・平成 22 年 3 月
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年六月二十九日法律第 44 号）及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年五月十七日法律第 68 号）の統合により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定に伴い改訂した。
- ・平成 24 年 5 月
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年十二月二十日法律第九十一号）及び石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成二十五年四月一日）の改正に伴い改訂した。
- ・令和 7 年 6 月
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の改正に伴い改訂した。